

イギリス、統一特許裁判所協定批准の撤回を発表

その影響は？

イギリスが欧州における特許関連訴訟を取り扱う統一特許裁判所協定の批准を撤回したことで、どのような結果を齎すのでしょうか。もし欧州企業は一元化された特許訴訟制度にまだ関心を持っていて、そして、残りの参加国で進もうという政治的意思があるならば、統一特許裁判所協定はやはり施行されるでしょう。

イギリス議会下院（House of Commons）において科学・研究・イノベーション担当大臣・政務次官（Parliamentary Under Secretary of State, Minister for Science, Research and Innovation）による[議会表明書](#)を通じて発表されたように、イギリスは、2020年7月20日付で、統一特許裁判所協定（Agreement on a Unified Patent Court, UPC 協定）及び UPC の特権と免責に関する議定書（Protocol on Privileges and Immunities of the Unified Patent Court）の批准、並びに当該協定により拘束される、暫定適用の同意を撤回したことを声明しました。形式的な観点から厳格に言うと、UPC 協定は、欧州連合（European Union, EU）条約ではなく、EU 加盟国のみで締結可能な国際条約です。それにもかかわらず、UPC は EU 司法裁判所に拘束され、EU 法の支配を尊重しなければならないため、イギリスのこの声明は、先のイギリスの EU 離脱による必然の結果に見えます。更に、（ブレグジット国民投票後に行われた UPC 協定の批准を含む）イギリス機関による一連の矛盾したメッセージと行動の後、表明書によって、欧州における特許及び国境を越えた訴訟に対するイギリスの立場はついに明らかになりました。

[UPC 準備委員会](#)によると、上述した声明に加え、イギリスはまた、EU 理事会事務総局に批准の撤回通知を寄託しました。しかしながら、事務総局は、（批准の撤回通知ではなく）批准の法律文書が寄託される権限を有すると UPC 協定により指定されています。

そのため、このような手続の進め方は撤回要件を正当に満たしているかは議論の余地があります。特に、UPC 協定は撤回について規定していない一方、条約に関するウィーン条約（Vienna Convention on the Law of Treaties）に定義された撤回規定は、暫定的に又は既に施行されている条約からの撤回のみに適用されるので、どちらも少なくともまだ今回の状況に該当しません。

何れにしても、仮に、遅かれ早かれ、イギリスの撤回の発効日が設定され知らされた場合、欧州全域における特許訴訟に対してどのような影響を与えるのでしょうか。一言で答えると、欧州企業は一元化された特許訴訟制度に対してまだ関心を持っている場合、そして、残りの参加国で進もうという政治的意思がある場合、この 2 つの事情が密接に絡み合っていれば、最終的に、イギリスの撤回は必ずしも UPC 協定の施行を阻害するものではありません。

UPC 協定が施行されるために、UPC 制度参加予定国は、イギリスなしで前に進み、かつドイツが行った先の批准と異なって訴えられることのない新たな方法を見つける必要があります。その方法を見つけて適切な行動を取る道とタイミングは実質的に、関係企業の関心及び政治的意思の強さに左右されます。

知られているように、UPC 協定によれば、イギリスは、フランスとドイツに並べて必須の 3 カ国の 1 つです。より具体的には、当該協定には、「協定の署名がされる年の前の年に欧州特許の有効件数が最も多い 3 カ国を含み、第 13 国の批准又は承認文書の寄託、、、」とのことが記載

されています。そのため、示された時点を考慮し、UPC 協定の字義通りの解釈によれば、これらの加盟国は、フランス、ドイツ及びイギリスです。しかしながら、UPC 協定の拡大解釈によれば、一旦イギリスが正当に撤回すると、これらの加盟国は、イギリスの代わりに、欧州特許件数が4番目に多い国（すなわち、オランダ又はイタリア）を含むべきです。残念ながら、UPCの特許と免責に関する議定書及びUPC協定の暫定適用に関する議定書の両方とも、欧州特許の件数に基づいて決定される加盟国について言及しておらず、施行するのにそれぞれの参加が必要な国として、又はそれらの国のうち、イギリス、フランス及びドイツを言及しています。結果として、それらの議定書は、3つの必須の加盟国を特定するためにどの時点の欧州特許件数を考慮すべきかについて触れず、協定を広く解釈する含みを残しています。中央部のロンドン地方部に関する規定についての対応争点が起こります。

更に、フランスは遅延することなくUPC協定を批准した一方、ドイツは、批准を有効に完了しておらず、道がより複雑になっています。ドイツ裁判長の直近数カ月前の発表と、ドイツ連邦議会における草案の現在の状況に基づき、ドイツは、この前の2月に定足数が足りないことから違憲であると認定された、3分の2の議員により承認された批准を許可する新たな法律を採用することが合理的に推測されます。

上記に照らして、必須とされるイギリスの参加の点から、UPC協定及び関連議定書の字義通りの解釈に比較的近い1つ目のシナリオが描かれ得ます。この可能性によれば、UPC協定及び議定書に対する再度の批准が必要となります。UPC協定において、EUから離脱した参加国の扱いに関する規定が全くないという事実からは、その協定自体に基づき、再批准の代わりに効果的な解決策が見出せません。しかしながら、再批准プロセスは、例えば、非EU加盟

国の包含など、他の面に関する修正に対して議論する機会を与えることが可能だとすれば、そのような再批准は必然的に、プロセス全体を未知な日まで更に遅延することになるでしょう。

2020年6月10日付で起草され、6月及び7月に利害関係を持つ企業、事業及び法律関連組合並びに機構によりコメントが寄せられた法案に伴った文書におけるドイツ司法省に続いた論理的根拠に基づき、2つ目のシナリオが描かれ得ます。この論理的根拠及び対応するシナリオによれば、最初のイギリスの批准は既にUPC協定により設定された必須の参加要件を満たしました。この場合、ドイツがUPC協定を批准し、暫定適用に関する議定書を承認した後に、UPC理事会は、この議定書の暫定段階においてイギリスの撤回に取り組むことができます。また、ドイツ司法省によれば、UPC理事会は、中央部のロンドン地方部に割り当てられることになっていた訴訟事件についても、少なくとも最初はパリ地方部及び／又はミュンヘン地方部、或いは指定される予定の新しい地方部に配分するなど取り組むことができます。知られているように、中央部の新しい地方部は、イタリア又はオランダに設置され得ます。これら2つの国は、中央部のロンドン地方部の代わりとなる候補について興味を強く示していました。イタリアに関して、イタリア外務省事務次官（Italian Under Secretary of State at the Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation）は、2020年7月15日付けで、イタリア産業所有権コンサルタント協会（Italian Industrial Property Consultants Institute）に対し、イタリア政府は、ミラノ又はトリノを候補地として提案するかをまだ決定していないとこのことを声明しました。この前の5月の先の陳述において、事務次官は、イタリア政府は、UPC協定が施行された後にイタリアの候補地を提案すると考えていると声明しましたが、これだと、遅すぎるかもしれません。

ドイツが声明した進むとの意図は、背景には、2020年5月25日付で欧州議会の法務委員会の議員に、UPCの確立がパンデミック後の一連の政策優先事項の一部として最優先事項であると強めて伝えたというEUの国内市場担当委員の支援がありました。しかしながら、UPC協定及び議定書の現在の文書に基づき、ドイツによる新たな批准に対してまた違憲としての訴えが予期されるかを予測することが難しいと思われます。

そのため、先に進むとする策略が、UPC協定、関連議定書及び国際条約の解釈に関しこれらの条項に、より密接に繋がれば繋がるほど、この長編小説の完結の道は、（より安全ではあるが、）より長くなり、その逆も同様であるというふうに、現在の状況は、難局のように見えます。確かに、協定及び議定書を修正して再批准することなく、批准プロセスを加速する如何なる決定も、特にドイツにおいて、更なる法律上の訴えが行われるリスクが生じやすいです。

パンデミックが起こっているこの大変な時世下、EUの他の参加国には別の優先事項があるとも見えます。しかしながら、もし参加国は、コストを削減してプラクティスを協調することによって欧州における特許訴訟を集中化することが、欧州特許侵害及び無効訴訟の結果の法律上の更なる安定性を提供し得て、かつ、これらの効果は少なくとも、イノベーションを間接的に促進して刺激し、イノベーションは次第にパンデミックの抑制及び収束に貢献し得るという基本的な事実賛同するのであれば、少なくとも、UPC協定が予期より早く施行され得ることは可能となるでしょう。